

行政評価制度について

区政経営におけるPDCAサイクルを一層機能させるとともに、行政評価に係る業務の効率化を図るため、区政経営改革推進計画に基づき、以下のとおり、行政評価制度を見直し、令和5年度の評価から活用することとしました。

1 制度の目的及び方針

(1) 目的

自治基本条例第21条※で定める行政評価の意義を改めて共有した上で、全庁で共通認識を持って行政評価を実施するため、以下のとおり、目的を明確化する。

施策・事務事業の不断の見直し・改善を図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高める。

※ 自治基本条例第21条 「区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表する。」

(2) 方針

① 全体最適を推進する評価

単独の事務事業を対象とした部分最適にとどまらず、全体最適の視点に立った評価を行う。

② エビデンスに基づく評価

施策・事務事業における目的—手段—成果のつながりを意識し、エビデンス（証拠・根拠）に基づいて、課題の要因分析や改善策を立案（予算の方向性を含む）する。

③ 役に立ち活用される評価

事務事業の見直し・改善や最適な財源配分に向けて活用するとともに、総合計画の進捗状況や課題を把握するための区政経営上の重要な基礎資料として活用する。

④ 簡素で効率的な評価

作業を効率化することで、評価に係る職員の負担軽減を図り、制度の持続可能性を確保する。

2 制度のポイント

(1) 評価の2段階実施

評価と予算の連動性を強化するなど、行政評価の実効性を高めるため、5～6月と8～9月の2段階に分けて評価を実施する。（これまでは、下表の①～⑤（④は除く）の評価を5～6月に実施）

	5～6月 (第1段階)	8～9月 (第2段階)
評価項目	① 目的・目標、事業内容 ② 指標の達成状況、前年度の取組成果 ③ 分析、評価	④ <u>現年度の取組成果・予算執行状況</u> ⑤ 今後の方向性 ※ 下線は、新たに評価項目に加える内容

(2) 施策推進体制の強化

施策の推進体制を強化するため、施策評価及び施策推進責任者を部長級とする。

(3) 簡易評価の対象の明確化

「施策を構成する事務事業」の評価へ一層注力するとともに、簡易評価の選定基準を明確にするため、「施策を構成しない事務事業」（例：部の一般管理事務、施設の維持管理事務）は、全て簡易評価とする。

(4) 成果指標の分類

以下のとおり、成果指標を性質別に分類し、その中から施策や事務事業の目的に応じて最適な指標を設定することによって、区の実績や成果を適切に分析・評価できるようにする。

【成果指標の分類】

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ① 行政サービス成果指標 | |
| 区の実績と成果の因果関係が比較的明確な指標 | (例：保育所入所待機児童数) |
| ② 社会成果（課題）指標 | |
| 区の実績と成果の因果関係が必ずしも明確でない指標 | (例：合計特殊出生率) |
| ③ 区民満足度指標（利用者満足度・区民満足度） | |
| 成果を区民の視点で捉えた指標。主観的な指標 | (例：保育所利用者の満足度) |

(5) 指標設定の弾力化

施策や事務事業における指標設定の実態を考慮し、指標設定のルールを弾力化する。

- ・簡易評価の対象事業には、指標を設定しないこととする。
- ・社会成果指標及び区民満足度指標において、適切な設定が困難な場合は、数値目標を不要とし、上昇・下降等の目指すべき方向性のみ設定することを可とする。ただし、この場合は、できるだけ数値目標を定める他の指標と組み合わせることとする。